

第14回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年8月30日（金） 午後0時45分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

4番 新井功仁恵

6番 阿部栄子

7番 篠原弘

8番 齋藤晃佳

9番 谷口正明

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

13番 白川英之

4 出席職員 3名

事務局長 酒井美和子

農政係長 埴見堅

農地係 前田一成

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 議案第 1 号 土地の現況証明願いについて
- 日程第 7 議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
- 日程第 8 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 10 議案第 5 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 日程第 11 議案第 6 号 農用地利用集積計画作成要請について
- 日程第 12 議案第 7 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 日程第 13 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第14回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

今日は、午前中の年金協議会の総会に引き続き農業委員会総会主席と大変ご苦労様です。

先月まで続いた干ばつ状態から一変して梅雨に入った様な天候が続いて、2番草の収穫作業に大きく影響が出ていることに気をもんでいる状況となっていることと思います。天候が回復することを願うばかりです。来月からも、現地調査、農地パトロール等で現場を回ることも増えることと思いますので、引き続き活動をよろしくお願ひしたいと思ひます。

本総会には、議案が7件の提案をさせていただいております。

慎重審議をお願ひし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、1番妹尾委員、2番嵯峨委員を指名いたします。

つづきまして

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務について御報告申し上げます。

8月2日「浜中地区国営農地再編整備事業推進期成会設立総会」が茶内支所で開催され、白川会長と私、そして前田主事が出席しております。

8月6日～7日「令和6年度農業者年金業務担当者地区別研修会」が釧路市で開催され、埴見係長と前田主事が出席しております。

8月9日「令和6年度ブロック別農業委員会職員研修会」が帯広市で開催され、埴見係長と前田主事が出席しております。

8月19日「土地の現況証明願いに係る現地調査」を〇〇〇〇〇〇で実施し、妹尾委員、嵯峨委員、工藤委員、事務局2名で調査を行っております。

願い出地は〇〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏の所有地でございますが、詳細については議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

8月20日「土地の現況証明願いに係る現地調査」を〇〇〇〇と〇〇〇〇で実施し、押切委員、篠原委員、百々委員、事務局2名で調査を行っております。

願い出地は〇〇〇〇氏と〇〇〇〇〇〇氏の所有地でございますが、詳細については議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

8月26日「矢臼別演習場実弾射撃訓練等連絡会議」が役場本庁で開催され、私が出席しております。今年の訓練期間は9月12日から23日までの12日間で、射撃時間は8時30分から21時30分、ただし農家の搾乳時間にあたる16時30分から19時までを除くということで通知が来ているようでございます。

8月27日「令和6年度ブロック別農業委員会職員研修会」が北見市で開催され、私が出席しております。

9日の帯広市と同様の研修内容でございますが、来年度から実施される地域計画の作成とそれに伴う農業委員会の作業を中心とした説明が行われました。さらに食料・農業・農村基本法の改正により農地関連制度も変わろうとしておりますので、その主なものについて説明があったところです。

8月29日「令和6年度根釧女性農業委員の会通常総会」が別海町で開催され、新井委員、阿部委員、私が出席しました。

令和5年度の報告と令和6年度の計画及び新役員の選出が行われ、新しく会長には釧路市廣瀬委員、副会長に弟子屈町平岡委員、監事に鶴居村熊谷委員が選出されております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行する事」とされております。

本案は、4件の現況証明願でございますが、浜農委6-2号の願い出人は、釧路市鳥取北〇丁目〇〇番地〇〇号、〇〇〇〇〇氏、願い出地は姉別南〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇〇.〇〇㎡で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、押切委員、篠原委員、百々委員、事務局2名により8月20日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

浜農委6-3号の願い出人は、浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は浜中桜南〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇〇.〇〇㎡で、登記地目更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、押切委員、篠原委員、百々委員、事務局2名により8月20日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

浜農委6-4号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇〇線〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡で、登記地目更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、妹尾委員、嵯峨委員、工藤委員、事務局2名により8月19日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

浜農委6-5号の願い出人は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇、〇〇〇.〇〇㎡で、登記地目更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、妹尾委員、嵯峨委員、工藤委員、事務局2名により8月19日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

前田主事

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。

調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから議案第1号の質疑を行います。
浜農委6-2について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、次に浜農委6-3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委6-4の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委6-5の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委6-2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委6-2は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委6-3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委6-3は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委6-4を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委6-4は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委6-5を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委6-5は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、浜中町熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は浜中東〇線〇〇〇番地〇、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約に

より令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番妹尾委員。

妹尾委員 地図に空白があるが国の土地なのか町の土地なのか、誰も登記のない土地なのか区分はどうなのか、河川用地など表示してほしい。

事務局長 おそらく国、あるいは町の土地だと思いますが、今後は空白の部分について、国の土地や町の土地など、第三者の個人以外の土地であれば表示をします。

妹尾委員 分かりました。

議長 ほかに質疑ございませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

次に、整理番号3について、1番妹尾委員をお願いします。

妹尾委員 ○○○○くんですが、○○からの使用貸借と言うことで、○○くん自身も一生懸命農業従業員を雇い、後継者も育ててきていますので、使用貸借○○年延長と言う形で何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、これから整理番号1の質疑を行います。
質疑ありませんか。

6番阿部委員。

阿部委員 ○○さんはコンブ漁を営みながら、馬の生産、販売もしておりましたが、今されていないと言うことで、○○○○○○○○さんが、この土地にブドウの木を植えて醸造用のブドウの加工を行いたいとのことで、事務局から説明ありましたが、関係書類に不備が認められることによって、許可することには納得できないこともありますので、この書類不備をこの会社にお伝えしてしっかりとした書類を提出してもらうことはできないでしょうか。

事務局長 先ほど中止中に皆さんから意見を頂いた中で、許可要件で一つ引っかかってくる部分は、決算書に載っている農業外収入○、○○○万を一時的なものだと言うことで、○○○に提出した農用地所有適格法人の報告書に載せておりませんでした。○○○では、その部分に疑義があり、2～3ヶ月保留してようやく先月議決したという連絡を受けました。

浜中としては、その○、○○○万円の内容をもう少し詳しく確認をして、どのような書類を集められるか分かりませんが、工事の請負内容を詳しく聞くくらいのことではできると思います。その辺を確認して、そしてそれが本当に、一回限りのものだよと判断できるかどうか、再度、来月に提案して皆さんに審議していただきたいと思います。

議長 よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

| | |
|------|--|
| 議長 | 質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| 各委員 | (質疑なしの声) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| 各委員 | (質疑なしの声) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1につきましては、裁決を保留とし、再度当事者に書類提出を求め、その結果次回総会に向けて再度提案することよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | (異議なしの声) |
| 議長 | 整理番号1につきましては、保留とします。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 各委員 | (異議なしの声) |
| 議長 | 異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 各委員 | (異議なしの声) |
| 議長 | 異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 |
| 事務局長 | 日程第9 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 |

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、茶内西〇線〇〇〇番、〇〇〇〇氏で、農業用施設を建設するため、関係農地〇筆、面積〇, 〇〇〇. 〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、妹尾委員、嵯峨委員、工藤委員、事務局2名により、7月23日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては前田主事より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事

議案第4号についての詳細説明をさせていただきます。

議案23ページ、関係資料14ページをお開き下さい。申請者は〇〇〇〇さんとなっております。

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況について、土地の所在地は23ページに記載のとおりで、こちらは〇〇〇〇さんの所有地となっております。所在地の場所は関4ページをご確認ください。

2 転用計画について、転用計画としては農業用施設建設（育成舎、※哺育舎）として永久転用となっております。※については24ページ下段に備考として記載しています。「※哺育舎について、転用範囲外に建設、範囲外の建設場所は以前に農地から外している、育成舎と併せて資金を得ているため、転用範囲外での建設となる記載」となっております。

24ページ、(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要について、工事期間は許可日から令和〇年〇月〇〇日までとなっております、育成舎1棟、哺育舎1棟の計2棟を建設予定です。

3 資金調達についての計画について、事業費はバンガーサイロ、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となっております、こちらは〇〇〇と自己資金で対応する予定です。

4 申請に係る農地と一体として転用事業の目的に供する農地以外の農地がある場合は、その土地の表示、状況及び転用目的に供する見込みの農業等について、農地以外の土地については下記に記載のとおりで、転用事業の目的に供することに問題はございません。

25ページは省略し、26ページに移ります。農地法売渡は該当なし、農地法適用関係は令和〇年〇月〇〇日より農地法第3条使用貸借となっております。土地改良事業等は該当なし、農業振興地域整備計画との関係はどちらも地域内となります。経営農用地、家畜頭数等は記載のとおりです。27ページに移ります。総合意見として、現有施設との効率利用を考慮すると、転用はやむを得ないと判断するに至りました。

28、29ページの意見書につきましては記載のとおり、30ページの施設配置図に移ります。施設配置図ですが転用申請地は〇、〇〇〇㎡、転用範囲内のエプロン、育成舎、堆肥盤、エプロンは併せて〇、〇〇〇．〇〇㎡転用範囲外の育成舎、エプロン併せて〇〇〇．〇〇㎡となっております。

以上で議案第4号の詳細説明を終了いたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第4号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第5号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第6号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第6号を裁決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議ついてを議題
とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、提案の理由及び
その内容をご説明申し上げます。

令和元年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、同年11月28日開催の「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。

この申し合わせ決議の趣旨に則り、令和2年1月及び令和4年9月の本委員会総会において、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を実施したところですが、本年7月に開催されました「市町村農業委員会事務局長研修会」で今後も同様の取り組みを実施するよう要請がありましたので、趣旨内容をご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

これから、議案書49ページの決議案を朗読いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長 (決議案朗読するも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第7号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会について、9月27日、金曜日、午前10時00分からを提案します。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、9月27日、金曜日、午前10時00分からということによろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、9月27日、金曜日、午前10時00分からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第14回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午後 3 時 5 0 分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白 川 英 之

浜中町農業委員会 1 番 妹 尾 伸 二

浜中町農業委員会 2 番 嗟 峨 弘 巳